

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

準備書面（8）

2025（令和7）年2月7日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷 見 谷 馨

目 次

第1	はじめに	… 3 頁
第2	X牧場の経営（運営）期間と原告らの賃金について	
1	はじめに	… 3 頁
2	X牧場を経営（運営）していた期間	… 3 頁
3	原告らの賃金・小遣い	… 4 頁
第3	原告らの労働実態について	
1	原告らのX牧場での作業	… 6 頁
2	原告らの労働内容・労働条件	… 13 頁
第4	原告らの生活実態について	
1	住居	… 16 頁
2	住居外の水道利用状況について	… 20 頁
3	入浴について	… 21 頁
4	食事について	… 21 頁
5	原告らの健康状態について	… 25 頁
6	原告Cの夜間閉じ込め	… 28 頁
7	原告らの散髪を牛のバリカンで行う	… 28 頁
8	被告牧場経営者Zによる原告Bへの暴行	… 29 頁
第5	原告らの金銭管理について	
1	原告らの預金通帳の管理等	… 29 頁
2	引き出した現金の使途	… 30 頁
第6	「使用者による障害者虐待」該当性	
1	はじめに	… 33 頁
2	被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yが障害者虐待防止法上の「使用者」 に該当すること	… 33 頁
3	使用者による身体的虐待に該当すること	… 34 頁
4	使用者による心理的虐待に該当すること	… 35 頁
5	使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当すること	… 36 頁
6	使用者による経済的虐待に該当すること	… 37 頁
7	小括	… 38 頁
第7	共同不法行為責任	… 39 頁

第1 はじめに

本書面は、X牧場における原告らの処遇について具体的に主張することにより、被告牧場経営者Y及び被告牧場経営者Zの原告らに対する不法行為が成立し、同人らが原告らに対する共同不法行為責任を負うこと及び同人らの行為が障害者虐待防止法が禁止する虐待行為に該当することを明らかにすることを目的とするものである。

なお、略称等は従前の例による。

第2 X牧場の経営（運営）期間と原告らの賃金について

1 はじめに

原告らの認識と、2024（令和6）年2月27日付で被告牧場経営者Zが提出した回答書（以下、単に「被告牧場経営者Z回答書」という。）、及び同日付で被告牧場経営者Yが提出した回答書（甲34）（以下、「被告牧場経営者Y回答書」という。）によると、X牧場の経営（運営）及び原告らの生活・作業に関する事情は以下のとおりである。

なお、被告牧場経営者Zは、被告牧場経営者Z回答書のほか、2024（令和6）年6月21日付け「令和6年3月12日付け裁判所事務連絡に対する回答書」と、同日付け「令和6年4月12日付け原告求釈明に対する回答書」を提出しており、以下、前者を「被告牧場経営者Z追加回答書」、後者を「被告牧場経営者Z求釈明回答書」という。

2 X牧場を経営（運営）していた期間

(1) 亡牧場経営者X

1965（昭和40）年4月1日頃から1999（平成11）年4月1日頃まで（各回答書3(1)）

(2) 被告牧場経営者Y

1965（昭和40）年4月1日頃から1999（平成11）年4月1

日頃まで（各回答書3(2)）

(3) 被告牧場経営者Z

1988（昭和63）年4月1日頃から2016（平成28）年5月20日頃まで（被告牧場経営者Z回答書3(3)）

（なお、被告牧場経営者Y回答書（甲34）3(3)には、被告牧場経営者ZがX牧場を経営していた時期の終期は平成28年5月1日頃とある。しかし、被告牧場経営者Z回答書によると、同月20日頃が終期であり、これはX牧場の酪農部門が経営破綻して同人がX牧場を離れた時期と同一であることから〔各回答書1(1)(2)〕、被告牧場経営者ZがX牧場を経営していた時期の終期は2016（平成28）年5月20日頃とした。）

3 原告らの賃金・小遣い

(1) 原告らの賃金

ア 原告らの認識によると、原告らに対する賃金は支払われておらず、時折、1000円から2000円ほどの小遣いをもらうくらいであった。

ただ、年2回、育恵会の慰安会するとき（甲6～甲8参照）だけは、5000円の小遣いが支給されていたようである。

イ 原告らに対する賃金が全く支払われていなかったことについて、被告牧場経営者Yは「△（知らない）」とし（被告牧場経営者Y回答書（甲34）4(2)番号13）、被告牧場経営者Y回答書（甲34）別紙2認否の理由番号13、15には「賃金に関する全てを主人に任せていたため、流れは分からなく、亡くなってからも、そのまま主人のやり方を継続していた。」との記載がある。

ウ また、被告牧場経営者Z回答書別紙2番号13（認否の理由）には「私は経営者であったが、賃金の有無は分からなかった。」との記載があるが、原告らの労働に対する賃金は全く支払われていないことを認める旨の認否をしている（被告牧場経営者Z回答書4(2)番号13）。

エ さらに、被告牧場経営者Ｙ、被告牧場経営者Ｚのいずれも、原告らがＸ牧場の作業を手伝ったことの対価・報酬について「報酬としてはないが、ジュース等の提供をしていた。」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）６（９））、「報酬としてはないが、お菓子、ジュース等の提供をしていました。」（被告牧場経営者Ｚ回答書６（９））と回答している。

そのため、被告牧場経営者Ｙ及び被告牧場経営者Ｚは、いずれも、原告らに賃金を支払っていないことを明確に認識していたことは明らかである。

(2) 原告らの小遣い

ア 原告Ｂ及び原告Ｃが、欲しいという月に１～２回くらい１５００円から２０００円ほどの支給を受けていたこと、及び原告Ａは金銭の支給は一切受けていないことについて、被告らの認否はいずれも「△（知らない）」である（各回答書４（３）番号１６、１７）。

イ もっとも、被告牧場経営者Ｚは、金銭の支給求める回数が少ない者については、月当たりの支給額の合計が低額又は０円になることもあるのかという問いに対し、「各個人の支給額の違いはあるが、求める回数の少ない者には、物を支給していた。０円になることはなかった。」としている（被告牧場経営者Ｚ追加回答書２（３））。

ウ また、被告牧場経営者Ｙによると、原告らの小遣いは「各個人に一回に２，０００円から３，０００円程度渡し、Ｃ氏に関しては、月５、６回程度の要求があるため、その都度、渡していた。」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）別紙２認否の理由番号１６）、原告Ａに対する小遣いについて「３人平等に渡していた。しかし、他の２人より要求が少ないため渡す頻度が少なかったと思う。」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）別紙２認否の理由番号１７）との記載がある。

エ しかし、原告ら３名に同じ頻度で渡していたのか否か等、各記載に矛盾

ないし齟齬があるため、こういった機会に一回なのか、原告Aに対し小遣いを渡す頻度がどれだけだったのか不明である。原告らは、お菓子やジュースを買うことができる程度のわずかな金額を時折小遣いとしてもらう程度であった。

第3 原告らの労働実態について

I 原告らのX牧場での作業

(I) 酪農部門：牛舎掃除、えさやり、搾乳（各回答書6(2)）

ア 作業指示

原告らの認識によると、酪農部門の指示を行っていたのは被告牧場経営者Zであるが、原告らが仕事を覚えてからは、被告牧場経営者Zは基本的に牧場内の小屋におり、原告らと一緒に作業することは基本的になく、個々の作業について指示を受けることはなかった。

被告牧場経営者Z回答書6(3)には「酪農部門：私が作業手順を決め支持（ママ）をしていた。毎日同じ作業を繰り返し実施しているため、変更点がない限り開始、終了のみを伝達していた。」との記載がある。

被告牧場経営者Y回答書（甲34）6(3)には「酪農部門：牧場経営者Z（長男）が作業手順を決め支持（ママ）をしていたが、毎日同じ作業を繰り返し実施しているため、変更点がない限り開始、終了のみを伝達していた。」との記載がある。

したがって、酪農部門において原告らの作業手順を決め指示をしていたのは被告牧場経営者Zであった。

イ 原告らの労働時間及び作業内容

（ア）原告らの認識によると、夏場は朝3時半頃、冬場であっても朝5時までには起床し、そこから日没まで酪農や農作業を行っており、日曜日も盆も正月も休みなく働いていた。

(イ) 牛舎には、牛が60頭から70頭くらいおり（被告牧場経営者Z求釈明回答1(3)ア①）、牛舎3棟で飼育していた（同②）。また、一日に与える餌の量は牛1頭あたり30kg（60頭だと1800kg、70頭だと2100kg）であった（同③）。

(ウ) 作業内容としては、次のとおりである。

a 起床後、まず搾乳と牛の餌やりを手分けして行った。

牛の搾乳は70頭分を手作業で行っていたので、相応の時間を要した（一頭につき3分として210分〔3時間半〕。これを手分けして行っていた）。

また、牛の餌やりとして、上記（イ）記載の量を与えていたので、これも相応の時間を要した。

これらの作業について、準備や片付けも含めると3時間程度かかり、これを5～6時ころから8～9時ころまで行った。

b その後、朝食を食べ、休憩を取り（朝食時間も含め1時間程度）、業務を再開した。

再開後の業務は、酪農に関しては、牛舎の掃除と新たな乾草等の補充、トラックへの積み込みや、乾燥した牧草をまとめる作業や牛のブラッシングなどが主なものであった。

なお、牛舎の掃除であるが、乳牛は一頭あたり一日およそ60kgの糞尿を排泄する（糞が約45.5kg、尿が約13.5kg）（甲35）（食べる餌の量よりも糞尿の量の方が多いように思えるのは、餌は乾燥したものの重さで量っているが、糞尿はその殆どが水分だからである。）。70頭だと一日で4200kgの糞尿を排泄することになる。

これを、バークリーナー（糞尿排出機）等の機械を使用しながら掃除し、新たな乾草等を補充する作業となるが、容易なものではなく、掃除だけで1時間以上はかかることとなる。

なお、掃除した糞尿は外で乾燥させて肥料として自家使用したり、販売に充てたりする。

これらの作業と並行して、後述の農作業を行うことをなる。

c その後、１７時ころから１９時ころまで、夕方の搾乳作業を行っていた。

d これらの作業は冬期間は過酷なものであり、原告らはかじかむ指を、搾乳時の牛の乳の温もりで暖めながら作業を行っていた。

e これらについて、被告恵庭市の保健福祉部障がい福祉課が、調査担当者を丙職員として、２０１６（平成２８）年１０月上旬に、亡牧場経営者Ｘ宅で原告ら及び亡牧場経営者Ｘから聞き取り調査を行った内容として、原告Ａは、「牛小屋の掃除やえさやり、搾乳を担当していた。まじめで決められた仕事には黙々と取り組んでいる。」（甲２０・４頁）とされ、原告Ｃは、「Ｘ牧場にて住込で就労。作業能力は高く、なれた仕事については指示なくこなすことが可能。牛小屋の掃除やえさやりについては、単独での作業をしている。」（甲２２・４頁）とされている。

（エ）この点、被告牧場経営者Ｙの回答書には「酪農部門：朝の搾乳から夕方の搾乳終了までの認識」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）６(6))、「酪農において週７日、朝５時から夕方１９時頃 主人及び長男による指示。」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）６(8))、「牧場の就業時間は、午前５時から開始し、朝晩の搾乳時間が朝は午前６時、夕方は午後５時から作業を実施し、搾乳作業終了後一日の作業が終了していた。」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）別紙２認否の理由番号１１）との記載がある。

また、被告牧場経営者Ｚの回答書には「酪農部門：朝の搾乳から夕方の搾乳終了までです」（被告牧場経営者Ｚ回答書６(6))、「酪農において週７日、朝５時から夕方１９時頃 私と父が指示していました。」（被

告牧場経営者Ｚ回答書６(８))、「朝は午前３時から起床ではなく、牧場の就業時間は午前５時から開始し、朝晩の搾乳時間が朝は午前６時、夕方は午後５時から作業を実施し、搾乳作業終了後一日の仕事が終了していた。」(被告牧場経営者Ｚ回答書別紙２認否の理由番号１１)との記載がある。

(オ) したがって、酪農部門において原告らの労働時間、労働日数について指示をしていたのは被告牧場経営者Ｚであり、原告らの作業時間は、朝５時の搾乳から夕方１９時の搾乳終了までであった。

(２) 農業部門：草刈り、草抜き、苗運搬（各回答書６(２)）

ア 作業指示

原告らの認識によると、農業部門の指示を行っていたのは被告牧場経営者Ｙである。

他方、被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）６(３)によると、「農業部門：都度、主人及び私が指示等を出していた。」との記載があり、被告牧場経営者Ｚ回答書６(３)によると、「農業部門：両親の指示のもと作業していたと思います。」との記載がある。

したがって、農業部門において原告らの作業手順を決め指示をしていたのは原告らの主張によれば被告牧場経営者Ｙとなるし、被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙの主張によれば、亡牧場経営者Ｘの存命中は亡牧場経営者Ｘ及び被告牧場経営者Ｙであり、亡牧場経営者Ｘの死後は被告牧場経営者Ｙのみということになる。

いずれにせよ、農業部門については被告牧場経営者Ｙが指示を行っており、被告牧場経営者Ｚが指示を行っていないことには争いが無い。

イ 原告らの労働時間及び作業内容

(ア) 原告らの認識によると、農業部門については、朝食後（９時～１０時）から１６時ころまで行っていた。

なお、原告Cは、2022（令和4）年3月2日のe-ふらっとの記録上、「（酪農部門が閉鎖され、農業部門のみになった後の）現在の生活リズムは、夜は18:30頃に就寝し、起床は3:00。起床後ラジオなどを聞いて過ごし、5:30に朝食。9:00までゆっくりした後、仕事に取り掛かるとのこと。（冬場は除雪、夏場は畑作業）12:00、16:30の食事は弁当をもらい自室で摂るとのこと。夕方仕事が終わった後はテレビを見たりラジオを聞いて過ごしている。」と述べている（甲17・23頁）。

（イ）畑の広さは、道央農協からの営農計画書に対する調査嘱託回答によれば、平成20年度営農計画書1においては7ha（ヘクタール）（1haは一辺の長さが100mの正方形の広さ〔10000㎡〕に相当し、7haは70000㎡である）、平成22年度営農計画書1では300a（アール）（3haに相当。30000㎡）である。

これに対し、被告牧場経営者Zは、畑の広さが10a（1000㎡、大体1辺31m程度の正方形）くらいと主張するが（被告牧場経営者Z求釈明回答書1(3)イ①）、e-ふらっとの記録上、2017（平成29）年2月8日に、亡牧場経営者Xから「牛を辞めたので3人共仕事をどうしようかと思っていたが、野菜を作っていて、畑の面積が増え」との説明がなされている（甲17・17頁）ことからすると、平成20年代においてむしろ畑の面積は増加していることが推認される。

また、e-ふらっとの記録上、2022（令和4）年7月4日に、「牧場経営者Yさん(故雇用主の妻)より来電。畑作業の人手が不足しており、本人の入居を秋まで遅らせてもらえないかとのこと。」、同月5日に「牧場経営者Y氏に手伝いをお願いされたのか『9月いっぱいまでいてほしいと言われた』と話がある。」、同月27日に「X家の息子からは、『話が違う』『(母親が)急ぎ過ぎた』と自身の母親を責め立てるような言葉と共に、『畑の仕事が忙しいので今いなくなれたら困る』等の話をさ

れる。」、同年8月10日には、被告牧場経営者Zから、「『話が違う。9月からの入居でしたよね』と畑仕事を手伝ってもらう予定も立てており、今転居されると困ると話がある。それならば今日牧場に戻してほしいという言葉も出てきた」(甲17・27～29頁)等の記載があることからすれば、畑の面積が極度に狭いということは考えがたい。

10aというのはおそらく回答時の広さであると思料され、原告らがいたころは少なくとも300a(アール)(3haに相当。30000㎡)の広さの畑が存在したものと考えられる。

(ウ) 作業内容としては、次のとおりである。

a X牧場では、少なくともズッキーニ、ナス、キュウリ、ピーマンを栽培していた(被告牧場経営者Z求釈明回答1(3)イ②)。また、大根や白菜も栽培していたようであり(甲17・17頁)、その他、原告らの記憶によれば、人参、大根、南瓜等も栽培していた。

出荷量としては、10aの場合に買い物かご1つから3つ程度ということであることからすれば(被告牧場経営者Z求釈明回答1(3)イ③)、単純計算すると300aの場合、買い物かご30個から90個分ということになる。

b 原告らは、土を耕す、苗を運ぶ、除草剤を撒く、草むしりをする、収穫作業を行う、収穫作業後の根の引き抜きなどの作業を行っていた(原告Bは耕運機や草刈り機などの機械操作も行っていた)。また、枝切りばさみで枝の剪定をすることもあった。

また、冬期間はほぼ毎日除雪作業を行っていた。除雪はスノーダンプやプラスチックコップ等を使用して手作業で行っており、屋根の雪下ろしをさせられることもあった。

母屋を中心に行っていたが、母屋周辺の除雪作業が落ち着いているときは敷地内の他所の除雪を命じられた。

c これらについて、被告恵庭市の保健福祉部障がい福祉課が、調査担当者を丙職員として、2016（平成28）年10月上旬に、亡牧場経営者X宅で原告ら及び亡牧場経営者Xから聞き取り調査を行った内容として、原告Bは、「現在、職場には3人の障がい者と思われる職員がいるが、その中で作業は一番できる。指示理解可能。耕運機などの小型の農機具についても操作可能。」（甲21・4頁）とされている。

（エ）これに対し、被告牧場経営者Yの回答書によると「農業部門：時間を基準（10時～16時）としていたため、進捗状況は関係ない。」（被告牧場経営者Y回答書（甲34）6(6))、「農業部門は、4月から11月においては、朝10時から12時、昼休みを挟み14時から16時まで就業していました。冬期においては、降雪があった時のみ除雪作業を実施し、積雪がないときは基本休みである。」（被告牧場経営者Y回答書（甲34）別紙2認否の理由番号14）との記載がある。

また、冬期間において除雪作業（各回答書6(2)）については、被告牧場経営者Yの回答書に「冬期においては、降雪があった時のみ除雪作業を実施し、積雪がないときは基本休みである。」（被告牧場経営者Y回答書（甲34）別紙2認否の理由番号14）との記載があり、冬期間は降雪があった時に除雪作業を実施していた。

（オ）したがって、農業部門における原告らの作業時間は、4月から11月においては、10時～16時までであったことについては争いがない。

また、12月から3月までの間は、降雪があった場合の除雪作業の実施であったことも争いがないが、その頻度について、原告らは基本的に毎日と認識しているのに対し、被告牧場経営者Y回答書は降雪があった場合のみ除雪を実施し、それ以外は休みだとしている。

この点、広大なX牧場の敷地内を手作業で除雪していたのであるから、除雪作業がまったくないとは考えにくく、X牧場での原告らの他の面に

ついでに、原告らをただ１日休ませることを許容していたとは考えがたい。

冬期間も毎日作業があったものと考えられる。

(3) 原告らの休日

ア 原告らの認識によると、原告らは日曜日も盆も正月も休みなく働いていた（なお、厳密に言うと、年２回あった育恵会の親睦会及び総会〔甲６～甲８参照〕のときだけは、仕事が休みだったようである。）。

この点、乳牛は、毎日の搾乳を怠ると、母乳が乳房の中にうっ滞し、乳腺炎を起こしてしまうため、毎日搾乳を行う必要があり、業務の内容上、休日は想定できないものである。そのため、原告らは盆も正月も関係なく毎日働いていた。

なお、道央農協からの営農計画書に対する調査嘱託回答によれば、平成１９年度営農計画書１、平成２０年度営農計画書１及び平成２２年度営農計画書１では被告牧場経営者Ｚの農業従事日数が「３６５」とされており、被告牧場経営者Ｚも酪農業が休みが取れない性質の事業であることは認識していたはずである。

イ これに対し、原告らが、日曜日も盆も正月も関係なく働いていたかについての認否は、被告牧場経営者Ｚと被告牧場経営者Ｙのいずれも「△（知らない）」である（各回答書４(２)番号１２）。

しかし、酪農部門において原告らの労働時間、労働日数について指示をしていた被告牧場経営者Ｚと、農業部門において原告らの作業手順を決め指示をしていた被告牧場経営者Ｙが、原告らの休日の取り方について知らないというのはおよそ考えられない。

被告牧場経営者Ｚと被告牧場経営者Ｙは、原告らに休日がなかったことを十分に認識しながら、それを認めたくないがために、「△（知らない）」との認否を行ったと考えるのが自然である。

2 原告らの労働内容・労働条件

被告らの回答が上記のようなものであることに、原告らのこれまでの主張等もあわせると、X牧場における原告らの労働内容・労働条件は以下のとおりであった。

(1) 1988（昭和63）年4月1日頃から1999（平成11）年4月1日頃までの期間

ア X牧場の経営（運営）は、亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y及び被告牧場経営者Zの共同経営であり、酪農部門は被告牧場経営者Z、農業部門は亡牧場経営者X及び被告牧場経営者Yが主として関与していた。

イ 原告らの賃金に関することは亡牧場経営者Xがすべて行っていたが、原告らの預金通帳を管理し、現金の引き出し等を行っていたのは被告牧場経営者Yである。そして被告牧場経営者Zは、X牧場の経営者として、原告らの賃金の有無について当然に認識しうる地位にあった。

被告牧場経営者Y、被告牧場経営者Zはいずれも、原告らがX牧場の酪農部門・農業部門及び除雪作業に従事したことについて報酬がないことを明確に認識していた。

ウ 原告らは、基本的には酪農部門の作業に従事しており、就労時間は週7日、朝5時から夕方19時頃までであった。搾乳作業は毎日行う必要があったため、基本的に休日はなかった。

(2) 1999（平成11）年4月1日頃から2016（平成28）年5月20日頃までの期間

ア 亡牧場経営者X及び被告牧場経営者YがX牧場の経営（運営）から退き、X牧場は被告牧場経営者Zの単独経営となった。

しかし、酪農部門・農業部門・除雪作業における原告らの実際の作業状況は変らなかった。X牧場の農業部門については亡牧場経営者X及び被告牧場経営者Yが運営している状態も変らなかった。

イ 原告らの賃金に関することは亡牧場経営者Xがすべて行っていたが、原告らの預金通帳を管理し、現金の引き出し等を行っていたのは被告牧場経営者Yであり、この点も変らなかった。

もっとも、原告らに報酬が支払われていないことについて、被告牧場経営者Z、被告牧場経営者Yのいずれも認識していたのは前述のとおりである。

ウ 原告らがX牧場において酪農部門・農業部門の作業に従事していたこと、冬期間に除雪作業を行っていたことと変りはない。

(3) 2016（平成28）年5月20日から2020（令和2）年2月28日までの期間

ア X牧場の酪農部門が閉鎖となり、被告牧場経営者Zは外部に働きに出るようになった。農業部門の経営（運営）を行っていたのは、亡牧場経営者X及び被告牧場経営者Yである。

イ 原告らの賃金に関することは亡牧場経営者Xがすべて行っていたが、原告らの預金通帳を管理し、現金の引き出し等を行っていたのは被告牧場経営者Yである点に変らなかった。

もっとも、原告らに報酬が支払われていないことは、被告牧場経営者Z、被告牧場経営者Yのいずれも認識していた。

ウ 原告らは、酪農部門の作業がなくなったことから、農業部門の作業にのみ従事するようになり、冬期間は除雪作業を行っていた。これらの作業については、亡牧場経営者X及び被告牧場経営者Yが指示等をして行っていた。

この時期の作業時間は10時から16時であった。

エ 2020（令和2）年2月28日に、亡牧場経営者Xが死亡した（甲4）。

(4) 2020（令和2）年2月28日から原告らがX牧場を退居し通帳の返還を受けるまでの期間

ア 亡牧場経営者Xが死亡して以後は、被告牧場経営者Yが指示等をして行っていたことになるので、被告牧場経営者Yが単独でX牧場の農業部門の経営（運営）を行っていた。

イ 原告らの賃金に関することは、それまで行っていた亡牧場経営者Xが死亡したため、被告牧場経営者Yが、亡牧場経営者Xと同様のやり方で継続した。原告らの預金通帳を管理し、現金の引き出し等を行っていたのが被告牧場経営者Yである点は変らなかった。

もっとも、原告らに報酬が支払われていないことについて、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yがいずれも認識していたことはこれまでと同様である。また、少なくともこの期間においては、被告牧場経営者Yは、単に原告らの報酬が支払われていないことだけでなく、原告らの報酬を会計上どのような処理をしていたかについてまで、具体的に認識していた。

ウ この期間中の原告らの作業状況は従前と変りはない。

第4 原告らの生活実態について

Ⅰ 住居

(1) はじめに

原告らは、いずれもX牧場敷地内の、母屋とは離れた場所で生活していた。

原告Aは平屋の小屋に居住し、原告Bは隣接する2階建てのプレハブ小屋の2階部分、原告Cは当該プレハブ小屋の1階部分で、それぞれ生活していた（被告牧場経営者Z回答書及び被告牧場経営者Y回答書の4(1)番号1）。

(2) 住居の概要

ア 原告Aが生活していた小屋は、外形的には緩い傾斜の三角屋根の平屋の小屋である（令和5年11月24日に実施した訴え提起後の証拠保全の検証調書〔以下、単に「検証調書」という。〕写真23）。

材質は不明であり、広さは、外壁短辺が3.64メートル、長辺が7.28メ

ートルの長方形構造である（検証調書「第4」第2項(3)イ及びウ〔3頁〕）。

同建物内は壁やドアで3つのスペースに区切られており、出入口を入ってすぐのスペースが荷物置き場、その正面奥にドア付きのトイレスペースがある。また、出入口右手にドアがあり、その奥が居住スペースとなっている（検証調書「第4」第2項(3)エ〔3～4頁〕写真24～46）。

イ 原告Bと原告Cが生活していたプレハブ小屋は、株式会社カナテック製の、「KKハウス」タイプの型式「FE30」という製品であり、製造年月日は2005（平成17）年4月である（甲36）。

この製品は、軽量鉄骨造で、外壁材が金属サイディング、内装材がプリント合板、屋根がガルバリウム鋼板であり、全長4500mm、全幅2300mm、全高2430mmである（甲37）。

内部には、40wの蛍光灯が2本設置可能であり、コンセントが3カ所、FFストーブ排気口が1カ所、換気扇が1カ所設置されている（甲37）（検証調書「第4」第2項(1)オ〔3頁〕、写真4～22）。

また、原告Cが生活していた1階部分は、窓ガラスが割れていた（検証調書写真18～20）。

そして、特筆すべきこととしては、この製品の用途が「事務所」「休憩所」「店舗」「物置」「その他」とされており、人が24時間生活する居住用としては想定されていない、ということである（甲37）。

(3) 水道

原告らの住居には水道が通っていなかった（被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yの回答書4(1)番号5）。

(4) 電気及び電化製品関係

ア 原告らの住居の各部屋に電気は通っており、明かりを点けることはできた（被告牧場経営者Z回答書及び被告牧場経営者Y回答書の4(1)番号2）。

もっとも、原告B及び原告Cの住居については、蛍光灯が2本装着でき

る設備がありながら、各１本ずつしか装着されていなかった（検証調書「第４」第２項(1)オ〔３頁〕、写真４、５）。

この点、２０１７（平成２９）年２月８日、e-ふらっとの■■■■相談員及び■■■■相談員がX牧場の原告ら方を訪問した際は、「Aさん、Cさんの部屋は、蛍光灯２本直列に取り付けられるようになっているが、Aさんは入り口側のみ、Cさんは奥のベッド側のためのそれぞれ１本だけで、もう１本は外されている状況だった。」とされている（なお、「Aさん」とあるのは、「Bさん」の誤記と思われる）（甲１７・２０頁）。

イ それ以外の電化製品については、テレビはあったが、冷蔵庫や洗濯機はなかった。

冷蔵庫がなかったことについては、被告恵庭市の保健福祉部障がい福祉課の２０１６（平成２８）年１０月上旬の聞き取り調査内容として、原告Cは、「１年中野菜を塩・醤油・味噌漬けにして食べている。冷蔵環境がないために、夏場は腐った野菜でも平気で食べている。」（下線は原告ら代理人において付した）（甲２２・４頁）とされている。

また、洗濯機に関しては、前述のように、そもそも水道設備が存在しなかった（牛舎に洗濯機が設置してあったようである）。

ウ また、検証調書写真５及び写真８には電気ストーブらしき物が映っており、被告牧場経営者Yも電気ストーブの存在を前提に指示説明を行っている（検証調書「第３」第１項(3)）が、この電気ストーブがいつから存在していたかは不明である。

(5) 風呂及びトイレ

ア 原告らの住居のうち、風呂はいずれもなく、トイレがあるのは原告Aの部屋に汲み取り式のもの１個だけであった。原告B及び原告Cの部屋にトイレはなく、両名は原告Aの部屋のトイレを共同で使用していた（被告牧場経営者Z回答書及び被告牧場経営者Y回答書の４(1)番号３）。

これらについて、被告恵庭市の保健福祉部障がい福祉課の2016（平成28）年10月上旬の聞き取り調査内容として、「原告B『プレハブ小屋の2階。風呂・トイレなし。』（甲21・3頁）、「原告C『本人用のプレハブ小屋。風呂・トイレなし』（甲22・3頁）」との記載がある。

イ なお、原告Bと原告Cの住居となっている株式会社カナテックの製品として、簡易トイレも存在するが（甲38）、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yは、原告Bと原告Cの住居に簡易トイレすら与えることなく20年近く生活させていたのである。

(6) 暖房器具

ア 原告Aの住居には、灯油ストーブ及び電気ストーブが設置されていた（検証調書「第4」第2項(3)カ〔4頁〕写真38及び41）。また、同住居に灯油を供給する灯油タンクらしきものも存在していた（同調書写真1及び2右側青緑色のタンク用の物体）。

原告Aの記憶によると、電気ストーブは、灯油ストーブの調子が悪くなってきたために、途中から設置したようである。

イ 原告Bの部屋には、ポータブルストーブが設置されていた。

（ア）この点、2017（平成29）年2月8日のe-ふらっとの記録上は、「入口を入ってすぐのところにタンス、テレビ、ポータブルストーブ、奥にベッドがある。」「また、カーテンなどはなく、窓も薄いため夜は寒そうな印象である。」との記載がある（甲17・20頁）。

（イ）もっとも、原告Bは、被告牧場経営者Yから、灯油の価格が高いからストーブを使うなと言われ、灯油を補充してもらえず、ストーブを使えなくなっていた。

この点、2022（令和4）年6月9日のe-ふらっとの記録上は、■■■■■氏からの聞き取りとして「灯油が高いと2月にストーブを外されたことがあった。」との記載がある（甲17・25頁）。

ウ 原告Cの部屋には、ストーブが設置されていなかった。

この点、2017（平成29）年2月8日のe-ふらっとの記録上は、他の原告2名についての記載と異なり、ストーブの存在には触れておらず、むしろ、「部屋は寒く」との記載がある（甲17・20頁）。

(7) 住居の衛生状態について

ア 原告らの住居の衛生状態については、被告恵庭市の保健福祉部障がい福祉課の2016（平成28）年10月上旬の聞き取り調査内容として、原告らいずれも「洗濯や掃除は自分で行っていると話すが、居室内は乱雑で十分ではない印象。」と記載されている（甲20・4頁、甲21・4頁、甲22・4頁）。

イ また、2017（平成29）年2月8日のe-ふらっとの記録上、原告Cについて「印象的だったのは、絨毯ではなくゴザが敷かれており、窓際のところが土だらけだった」。「本人に絨毯などは敷かないのか聞くと、滑るから敷かないとのことだった。また、一度おばあちゃんに頼んだことはあったけど買ってくれなかった（「ばあちゃんがきっと忘れたんだ」と）、との話も。」との記載がある（甲17・20頁）

ウ さらに、原告Cが2013（平成25）年3月7日に右足関節脱臼骨折で手術を受けた際の手術記録には、「術前」「肥厚した皮膚に土が入り込んでいた 可及的にアルコールなど使いきれいにした」との記載があり（甲42）、肥大して分厚くなった足の皮膚に土が入り込んで、医療行為に支障を来すレベルであったことが記されている。

2 住居外の水道利用状況について

(1) 原告らのどの部屋にも水道はなかったため、原告らは、以前は、かつて存在した豚舎の隣の処理室の水道を使って洗面等を行っていた。

この点、被告牧場経営者Yは、検証調書において、原告B及び原告Cの住居として使用していたプレハブ小屋の（向かって）左側にあった建物の水道

を使っていたが、同建物は既に壊している旨を述べている（検証調書「第3」第2項(1)）。

- (2) その後は、原告らは、牛舎（検証調書5頁・建物3）の水道を利用していた。

ア 牛舎の水道は、牛舎内の樽に貯まるようになっており、原告らはその樽から空きペットボトルなどに水を汲んで飲料水として利用していた。

この水は牛舎の樽に貯まった水であるため、必ずしも清潔であるとは言えず、虫の死骸等が浮いていることもあった。

また、冷蔵庫はなかったため、夏場はペットボトルの保管状況によっては、前記のように必ずしも当初より清潔とはいえない水の水質が更に悪化することもあり、原告Cの記憶などによると、ボウフラが湧くようなこともあったようである。

イ また、原告らは後述のように、基本的に入浴が出来ない状況下にあり、洗顔や身体を拭くために、前記水道水を利用していた。

3 入浴について

- (1) 原告らは、入浴について、普段は身体を絞ったタオルで拭く程度であり、特別な外出がある場合のみ、亡牧場経営者X氏から母屋の浴室で入浴するように指示があった。

- (2) このことについて、被告牧場経営者Zは「△（知らない）」と認否する（被告牧場経営者Z回答書4(1)番号8）。

また、被告牧場経営者Yは否認し（被告牧場経営者Y回答書〔甲34〕4(1)番号8）、「各個人において、母屋の風呂を使用させていた。各個人が毎日使用する者と2、3日に一回程度で良い者が、指示もなく風呂の使用が自由であり、入浴時間に規制は無かった。」と説明する（被告牧場経営者Y回答書（甲34）別紙2認否の理由番号8）。

しかし、原告らは、母屋の鍵を所持しておらず、母屋に自由に出入りする

ことができなかったため、母屋の風呂を自由に使用することもなかった。

また、X牧場における原告らの作業時間は午前5時から夕方19時までであり、自由に入浴する時間を持つことが困難であった。

原告らが日常的に母屋で入浴していたならば当然にそれを認識していたはずの被告牧場経営者Zが積極的にその主張をせず、不知との認否をしていることと合わせると、被告牧場経営者Yの主張には信用性がない。

4 食事について

(1) 朝食について

ア 原告らの朝食は、母屋で提供され、ご飯とお湯に生卵をかけて食べていた。醤油も味噌汁も提供されなかった。

イ これに対し、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yはいずれもこれを否認する（各回答書4(1)番号9）。

その理由として被告牧場経営者Zは、「母親が忙しいときは用意した日もあり、ご飯とお湯だけではなく、だし汁（ひと手間加えたもの）を用意していた。」（被告牧場経営者Z回答書4別紙2認否の理由番号9）と述べており、被告牧場経営者Zの主張を前提としても、原告らの朝食は、ご飯と出し汁だったということになる。

なお、被告牧場経営者Yは、「私が食事を準備するときは、3食（朝昼晩）肉、魚、野菜等で調理したものを提供していた。」（被告牧場経営者Y回答書（甲34）別紙2認否の理由番号9）とするが、その頻度が不明であり、信用性に欠ける。

(2) 昼食について

ア 原告らの昼食は、弁当を支給されていたが、その中身はレトルトのカレーなど、かなり質素なものであった。

イ これを裏付けるものとして、2022（令和4）年6月9日のe-ふらっとの記録上は、■■■■■■■■■■氏からの聞き取りとして「昼、夜はカップ麺や

パン1個など。朝と昼、夜が同じ内容のこともある。息子がレトルト食品の会社に勤めているので、ごはんの上にレトルトシチューをかけていることもある。」との記載がある（甲17・25頁）。この聞き取り内容は、2017（平成29）年2月8日のe-ふらっとの記録上、原告Cの部屋に「(カップラーメンの空容器も置いてある)」との記載がある（甲17・20頁）こととも整合的なものである。

原告らの記憶としても、カレーライスのほか、シチューや、カップ麺、パン、おにぎりが多かった記憶である。

ウ これに対し、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yの認否はいずれも「△（知らない）」である（各回答書4(1)番号10）。

その理由としては、被告牧場経営者Zによると、「最近は弁当でしたが、その前までは3食母屋で準備し、レトルト食品ではなく料理をしていたものを提供していた。」（被告牧場経営者Z回答書別紙2認否の理由番号10）とのことであり、また、被告牧場経営者Yによると「弁当を支給している時は、母屋で調理したものを提供し、カレーなども母屋で調理したものを提供していた。なお、主人が亡くなる前の食事については一緒に母屋でとっていた。亡くなってからは、X家の食事時間にばらつきが出来るようになり弁当を提供するようになった。」（被告牧場経営者Y回答書（甲34）別紙2認否の理由番号10）とのことである。

エ しかし、2017（平成29）年2月8日の段階で、既に亡牧場経営者Xから、「昼は弁当を作ってそれぞれ3人に持たせ、今はそれぞれ部屋で食べている。」との説明がなされている（甲17・17頁）ことからすると、被告牧場経営者Zの「最近は弁当でしたが」との説明や、被告牧場経営者Yの「主人が亡くなる前の食事については一緒に母屋でとっていた。」との説明は亡牧場経営者Xの説明と矛盾するものであり、全体として信用性に欠ける。

そもそも、被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙが、原告らの昼食の内容を知らないということは考えがたく、同人らは原告らの主張の正しさを認識しながら、それを認めたくないがために、「△（知らない）」との認否を行ったと考えるのが自然である。

(3) 夕食について

ア 原告らの夕食も、弁当を支給されていたが、その中身はレトルトのカレーなど、かなり質素なものであった。

イ これに対し、被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙの認否はいずれも「△（知らない）」である（各回答書４(Ⅰ)番号１０）。

その理由として、被告牧場経営者Ｙによると「私が食事を準備するときは、３食（朝昼晩）肉、魚、野菜等で調理したものを提供していた。」（被告牧場経営者Ｙ回答書（甲３４）別紙２認否の理由番号９）と説明する。

ウ しかし、前述のように、２０２２（令和４）年６月９日のｅ-ふらっとの記録上、■■■■氏からの聞き取りとして「昼、夜はカップ麺やパン１個など。」との記載があり、この聞き取り内容は、２０１７（平成２９）年２月８日のｅ-ふらっとの記録上、原告Ｃの部屋に「(カップラーメンの空容器も置いてある)」との記載がある（甲１７・２０頁）こととも整合的なものである。

原告らの記憶としても、夕食は、昼のカレーの残りや、弁当、サバ缶とご飯などが記憶に残っている。

エ 昼食と同様、そもそも、被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙが、原告らの夕食の内容を知らないということは考えがたく、同人らは原告らの主張の正しさを認識しながら、それを認めたくないがために、「△（知らない）」との認否を行ったと考えるのが自然である。

(4) 食事全般の量と質について

原告らの食事は全般的に、質、量ともに不十分なものであった。

ア この点、被告恵庭市の保健福祉部障がい福祉課の２０１６（平成２８）年１０月上旬の聞き取り調査内容として、原告Ｃについて、「廃棄する野菜や野草、人が食べない果実等を採取し、塩・醤油・味噌漬けにして保存して食べている。雇用主には『生き抜く術を知っている』と評価されている。」「１年中野菜を塩・醤油・味噌漬けにして食べている。冷蔵環境がないために、夏場は腐った野菜でも平気で食べている。」との記載がある（甲２２・４頁）。

イ また、２０１７（平成２９）年２月８日のｅ－ふらっと作成の原告Ｃのフェイスシート上、「障がい福祉課からの情報」として、「・廃棄する野菜や野草などを食べることがある。」との記載がある（甲１７・１５頁）。

ウ さらに、同日の話の内容として、ｅ－ふらっとの記録上は「Ｃさん…牧場経営者Ｘさんからの事前の話では、昼食の分として渡している弁当を朝食の直後に食べている。また、野草(どんぐりの実、ユリの根等)も拾って食べることがある。」（甲１７・１８頁）とされている。

エ このように、原告Ｃは、廃棄する野菜や腐った野菜、どんぐりの実やユリの根などの野草など、通常であれば人間が食することがない物も食べている状況であり、極めて食事の量と質が劣悪であったことは明らかである。

５ 原告らの健康状態について

(I) 劣悪な栄養状態

前記第４項で述べたように、原告らの食事は、極めて食事の量と質が劣悪なものであった。

そして、原告Ｃの体格は、２０１６（平成２８）年１０月上旬段階で、「身長１７２cm 体重５３kg」であった（甲２２・４頁）。

厚生労働省の資料によれば、「身長１７２cm 体重５３kg」はＢＭＩ（「Body Mass Index」の略。体格を表す指標として国際的に用いられている指数。）で１７．９であるところ、ＢＭＩ１８．５未満は「低体重」とであると

されており（甲２５）、「体重が増えない」に該当し、栄養失調が強く疑われる状況であった。

(2) 寒すぎる住環境

ア 甲第３９号証は、気象庁恵庭島松観測所の２００３（平成１５）年１月から２０２２（令和４）年１２月までの２０年分の各月毎の最高気温及び最低気温の統計データである。

これによると、冬期間の最低気温は氷点下２０度を下回ることも珍しいものではなく、このような極寒の状況下で、人が２４時間生活する居住用としては想定されていないプレハブ小屋（甲３７において、「事務所」「休憩所」「店舗」「物置」「その他」とされている）で生活し、そのうえで、暖房器具が設置されていなかったり、設置されていても燃料がなく使用できないという状況下で生活することが人の健康上、著しい悪影響を及ぼすことは明らかである。

イ この点、東京歯科大学市川総合病院救急科の鈴木昌医師は、「環境温度は、疾病罹患や死亡率に影響する。」「気温の低下する冬季は、低体温症や入浴中急死に限らず、心血管疾患や呼吸器疾患等の死亡率が上昇する。」点を指摘し、「低温環境や高温環境は生体に負荷をかけている。」と明言し、「WHOは、冬季における室内温度として１８℃以上を強く勧告している。」ことを指摘している（「環境温度が与える生体への負荷と環境障害」日本内科学会雑誌１０８巻１２号）（甲４０・２４５２頁）。

また、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所は、寒冷環境で配慮すべき疾病、傷害として、「凍傷」や「冠動脈疾患（狭心症、心筋梗塞など）」を指摘する（「寒冷環境下での作業に伴う健康リスクと予防方策」〔甲４１〕）。

ウ こういった環境下で、原告Ａは、２０１０（平成２２）年１２月２８日に障害程度１種１級（障害名 大動脈弁閉鎖不全による自己の身の日常

生活活動が極度に制限される心臓機能障害〔人工弁置換〕の身体障害者手帳を交付されており（甲 20・2 頁）、2010（平成 22）年の段階で、人工弁置換が必要となる重篤な心血管疾患を発症していた。

この心血管疾患発症の原因として、寒冷環境が疑われるところである。

エ また、原告 B については、2016（平成 28）年 7 月 8 日に、育恵会の W 副会長が、被告恵庭市の乙主査に対し、「原告 B は、頭が良く、親方から牛舎を一人で任される程であったようだが、噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間を寝泊りしているので、足が凍傷になっていると聞いている」という話があったように（乙 C 21・2 頁）、診断こそ受けていないものの、周囲の目から凍傷が推認されるような状況であった。

オ さらに、原告 C については、「本人は健康だと話すが左手第 3 指、4 指の第 2 関節及び右手第 3 指、4 指の第 1 関節、第 2 関節に変形あり。」（甲 22・4 頁）とされており、これも凍傷の影響が疑われるところである。

(3) 被告牧場経営者 Z 及び被告牧場経営者 Y による原告らの傷病や不健康への放置

ア 原告 C は、右足関節脱臼骨折により 2013（平成 25）年 3 月 7 日に、えにわ病院で手術を受けている。

このときの手術記録に、外果（外くるぶし）の骨折部が前後に少し粉碎していたほか、内果（内くるぶし）について、「内果に靱帯はまったくついておらず 切れている三角靱帯も古い断裂を思わせるような丸まった状態となっていた。」との記載がある（甲 42）。

これは、本来、内果（内くるぶし）につながっているべき三角靱帯（内側靱帯）が、過去に断裂を起こしたまま放置されていたことを意味する。

イ また、原告らは X 牧場を退去した段階で、歯に大きな問題を抱えていることも判明した。

（ア）原告 B について

原告Bは、2022（令和4）年8月4日に、かたぎり歯科を初めて受診し、その際、「左上しみる」「顎痛い」「いろいろ治してほしい」と訴えている（甲43・2頁）。

そして、受診の段階で、既に、左上第4歯と左下第3歯の2本しか残存しておらず（甲43・7頁）、この2本を除去し、治療のうえ、総入れ歯を作成した（甲43）。

（イ）原告Cについて

原告Cは、2023（令和5）年9月9日にファミリー歯科クリニックにおいて、歯周病検診を受け、同年10月7日から治療を開始した（甲44）。

原告Cは、同年10月7日の段階で外観的には甲第44号証13頁、レントゲン画像が同号証14頁のとおりであり、歯周病ポケットの深さは全ての歯において3mm以上（うち殆どの歯において中度歯周病とされる4mm以上）であった（甲44・11頁）。

また、右下第5歯と右下第7歯において歯根破折が認められ（甲44・1頁）、同月10月7日の診療録には「全顎にわたり歯槽骨の吸収を認める」との記載があるなど（甲44・2頁）、歯周病の進行をうかがわせる記述がある。

（ウ）原告らについては、歯磨きの習慣がなかったものと考えられ、被告牧場経営者Zと被告牧場経営者Yは、原告らが歯磨きを行っていないことを認識していながら、これを放置していたものである。

6 原告Cの夜間閉じ込め

（I）被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yは、原告Cが夜間外に出るという理由で、夜間、住居となっていたプレハブ小屋の1階に閉じ込めるようにしていた。

原告A及び原告Bは、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yの指示のも

と、原告Cが部屋に入った後、扉につっかえ棒を置かされていた（甲10・1枚目の写真中央やや右寄りの銀色の鉄の棒）。

(2) 原告Cの部屋にはトイレが無いため、原告Cは夜間、居室内で失禁することがたびたびあった。

7 原告らの散髪を牛のバリカンで行う

被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yは原告らの散髪を牛のバリカンで行っていた。

この点、2017（平成29）年2月8日のe-ふらっとの記録上、原告Aの部屋に「牛用の物というバリカンもあり、『じいちゃんが昨日髪切ってくれた』と話している。」と記載されている（甲17・19頁）。

原告Bは、この牛のバリカンで耳を切られた記憶がある。

8 被告牧場経営者Zによる原告Bへの暴行

被告牧場経営者Zは、原告らが作業を間違えると大声で怒鳴ることがあった。また、原告Bは、被告牧場経営者Zから髪の毛を引っ張られたことがある。

第5 原告らの金銭管理について

1 原告らの預金通帳の管理等

(1) 預金通帳の管理

ア 原告らの認識によると、原告らは、X牧場で働いていた期間中、自分の通帳を見せてもらったことはなく、自分の通帳に年金が定期的に入っていることもよく理解していなかった。

イ 被告牧場経営者Y回答書（甲34）5(1)によると、「私が預金通帳を管理し現金の引き出し等も行っていた。引き落としに関しては毎月、主人と相談しその都度、引き落とし額を決めていた。」との記載がある。

また、被告牧場経営者Z回答書5(1)には「両親が管理していたので、分かりません。」との記載がある。

従って、原告らがX牧場で住み込み労働をしていた全期間において、原告らの預金通帳を管理し現金の引き出し等を行っていたのは被告牧場経営者Yである。

(2) 原告らの年金

ア 被告牧場経営者Yは、原告らの預金通帳を本人に見せたことがないことを認めている（被告牧場経営者Y回答書（甲34）4(3)番号18）。

それにもかかわらず、原告らが年金として支給された金員を受け取ることはなかったことについての被告牧場経営者Yの認否は「△（知らない）」である（被告牧場経営者Y回答書（甲34）4(3)番号15）。

被告牧場経営者Yは、原告らの預金通帳を管理し現金の引き出し等を行っていたのであるから、原告らが年金を受給していた事実を認識していたことは明らかである。

イ また、被告牧場経営者Zの上記各項目についての認否は、いずれも「△（知らない）」である（被告牧場経営者Z回答書4(3)番号15、18）。

しかし、前述のとおり、被告牧場経営者Zは、X牧場の経営者として経理状況を当然に知りうる立場にあり、原告らの人件費の有無や、原告らの口座から原告らの生活費を超えて支出した金額についても把握すべき地位にあった。

2 引き出した現金の使途

(1) はじめに

ア これまで述べたように、原告らは、いずれも自分の通帳を見たことがない。育恵会の旅行等、必要な時に不定期にわずかな金額の小遣いをもらっていたが、ジュースやお菓子を買うことしかできなかった。

イ これに対し、引き出した現金の使途について、被告牧場経営者Y回答書（甲34）5(2)によると、「原告3人の生活費として、毎月使用するため引き落としをし、光熱費（暖房費含）、食費、嗜好品費などに使用してい

た。」との記載がある。

また、被告牧場経営者Ｚ回答書５(２)には「両親が管理していたので、分かりません。」との記載がある。

(２) 被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙの主張の不合理性

ア 原告らは、訴訟上の請求に関する責任の始期である２００３（平成１５）年４月以降、多少の金額の増減はあれど、全員一貫して、２ヶ月に一回、およそ１６万５０００円から１６万２０００円の障害年金の支給を受けていた（甲１１の２～甲１１の４、甲１２の２～甲１２の４、甲１３）。

原告ら３名の障害年金収入を合わせると、毎月約２４万５０００円前後の収入があったことになる。

イ そして、被告牧場経営者Ｙは、原告らがＸ牧場で住み込み稼働していた期間中、継続して、原告らの預金通帳を管理し、現金の引き出し等を行ってきた。

被告牧場経営者Ｙは、引き出した金銭の用途は原告らの生活費である旨主張するが、原告らの生活費について具体的な主張はない。

原告らの生活費として想定できるものは、食費、電気代、原告Ａの部屋のストーブの灯油代程度のものであり、原告らの賃金で賄いきれないほどの生活費支出は想定しがたい。

ウ したがって、具体的な支出項目と金額の主張なしに原告らの生活費であるとする被告牧場経営者Ｙの主張は不合理である。

また、原告ら３名の障害年金収入は、年間約３００万円近いものであり、Ｘ牧場の経営者としてＸ家の事業収入を把握していた被告牧場経営者Ｚが、この３００万円の収入の行方をまったく分かっていなかったとの主張も不合理である。

エ 以下、その中でも特におかしな点について指摘する。

(３) 原告Ｂの定期預金１３００万円

ア 原告Bは、2001（平成13）年12月31日からX牧場での住み込みを開始している（甲2の2）。

そして、原告Bの口座には、2002（平成14）年2月5日の段階では1300万円の定期預金が存在していたが、2003（平成15）年1月29日までに全額引き出されている（甲12の5）。

イ この使途について、原告らは、2024（令和6）年4月12日付け求釈明申立書において説明を求めているが（同書面質問事項書第1・第2項(1)イ）、被告牧場経営者Zからは、「わかりません」という回答がなされているのみである（被告牧場経営者Z求釈明回答書2(1)イ）。

これだけの金額の引き出しについて、当時X牧場の経営を担っていた被告牧場経営者Zがわからないということは考えがたいことである。

(4) X牧場の赤字経営下での自動車購入と原告らの預金からの出金

ア X牧場の2009（平成21）年ころの経営状況について、道央農協からの営農計画書に対する調査嘱託回答によれば以下のとおりである。

（ア）平成18年度の実績（平成19年度営農計画書1）

収入が38218千円に対して支出が539●●（判読不能）千円

（イ）平成19年度の実績（平成20年度営農計画書1）

収入が45675千円に対して支出が57850千円

（ウ）平成21年度の実績

平成22年度営農計画書1上、記入すらなされていない。

イ このように、2006（平成18）年度と2007（平成19）年度においては明確な赤字であり、2009（平成21）年度も赤字であると推認される。

ウ ところが、被告牧場経営者Zは、2009（平成21）年7月29日にスズキの軽自動車（いわゆるワゴンR）を購入し（甲45、甲47）、同年11月9日にはトヨタのステーションワゴン（いわゆるエスティマXリ

ミテッド）を購入している（甲４６、甲４８）。

そして、同月１２日に、原告Ａ名義口座から５０万円、原告Ｂ名義口座から５０万円が引き出されている（甲１１の２・５頁、甲１２の２・５頁）。

この計１００万円は被告牧場経営者Ｚの自動車購入代金の補填に充てられたことが強く推認される。

(5) その他の高額出金

ア これら以外にも、被告牧場経営者Ｙが実際に引き出した金額は原告らの生活費としては不相当に過大な金額であるので、以下に例示する。

(ア) ２００３（平成１５）年４月２３日

原告Ａ名義口座から１５０万円（甲１１の２・２枚目）

(イ) ２００４（平成１６）年３月１１日

原告Ａ名義口座から１００万円（甲１１の２・３枚目）、原告Ｂ名義口座から５０万円（甲１２の２・２枚目）

(ウ) ２００５（平成１７）年５月１６日

原告Ａ名義口座から５０万円（甲１１の２・３枚目）、原告Ｂ名義口座から５０万円（甲１２の２・３枚目）

(エ) ２０１２（平成２４）１２月３日

原告Ａ名義口座から１４０万円（甲１１の３・１枚目）

イ これらの出金は、原告らの名義口座からの１日の出金額合計が１００万円以上であるものを例示したに過ぎないが、原告らの生活費として過大な金額であることは明らかである。

第６ 「使用者による障害者虐待」該当性

Ⅰ はじめに

これまで述べてきた被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙによる原告らに対する行為が、障害者虐待防止法２条及び３条により禁止されている「使用者

による障害者虐待」に該当することは、以下に述べるように明らかである。

2 被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yが障害者虐待防止法上の「使用者」に該当すること

- (1) 障害者虐待防止法2条5項は、同法上の「使用者」について、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。」と定義する。

これは、労働基準法上の「使用者」（同法10条）と同様の定義である。

そして、労働基準法上の「使用者」の解釈として、「事業主」は「その事業の経営の主体をいい個人企業にあたってはその企業主個人」（厚生労働省労働基準局編「令和3年版 労働基準法 上」150頁）とされる。

また、同条の「その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。」のうち、「労働者に関する事項」には、「人事、給与、厚生等の労働条件の決定や労務管理を行うこと、あるいは業務命令の発出や具体的な指揮監督を行うこと等、すべてこれにふくまれるものと解される。したがって、このような事項について、『事業主のために行為をする者』であれば、すべて本条の使用者たり得る。」（同書166頁）とされ、「その権限と責任に応じて、あるいは特定の者のみが、あるいは並列的に複数の者が該当することとなる。」（同書167頁）とされる。

- (2) 本件においては、訴訟上の請求に関する責任の始期である2003（平成15）年4月から2016（平成28）年5月20日までは、被告牧場経営者Zが「事業主」であるし、それ以降は、被告牧場経営者Yが「事業主」であると考えられる。

もっとも、仮に「事業主」にあたらないとしても、前述の事実関係に即すると、「その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」に該当することは明らかである。

したがって、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yは労働基準法上の「使

用者」ひいては障害者虐待防止法2条5項の「使用者」に該当する。

3 使用者による身体的虐待に該当すること

- (1) 障害者虐待防止法2条8項1号は、使用者による身体的虐待を、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。」と定義する。
- (2) まず、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yが、原告A及び原告Bに指示して、原告Cを、夜間、扉につっかい棒を置き、原告Cを外出させなかった行為は、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。」として、使用者による身体的虐待に該当する。

この点、厚労省マニュアルは「使用者による障害者虐待類型（例）」のうち、「身体的虐待」区分の例として、「③ 正当な理由のない身体拘束」「【具体的な例】」「・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。」を挙げている（甲24・13頁）ほか、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」において、「重度」の「身体的虐待」として「外出・通信が著しく制限されている」を挙げている（甲24・69頁）。

また、恵庭市マニュアルも、「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」において、「重度」の「身体的虐待」として「外出・通信が著しく制限されている」を挙げている（乙2・23頁）。

- (3) また、被告牧場経営者Zが、原告Bの髪の毛を引っ張った行為は、「障害者の身体に外傷が生じるおそれのある暴行」として、使用者による身体的虐待に該当する。

4 使用者による心理的虐待に該当すること

- (1) 障害者虐待防止法2条8項3号は、使用者による心理的虐待を、「障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」と定義する。
- (2) まず、原告らの髪の毛を家畜（牛）用のバリカンで散髪する行為は、バリ

カン数千円で購入できるものであるにも関わらず、その出費を惜しみ、原告ら障害者を家畜同然に扱うものであって、厚労省マニュアルが「使用者による障害者虐待類型（例）」のうち、「心理的虐待」区分の例として挙げる「②侮蔑的な発言、態度」ないし「③障害者・・・尊厳を否定、無視するような発言、態度」に該当する（甲24・14頁）。

したがって、これは使用者による心理的虐待に該当する。

- (3) また、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yが、前述の原告Cの夜間閉じ込めを行うことにより、原告Cはトイレのない部屋で失禁することとなり、これは原告Cの人間としての尊厳を否定する行為であるから、心理的虐待に該当する。

そして、この閉じ込め行為について、原告A及び原告Bにやらせるということは、それ自体、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yによる原告らに対する歪んだ心理的支配の一つの表れであり、これも使用者による心理的虐待に該当する。

- (4) さらに、原告らは、仕事について、被告牧場経営者Zから、怒鳴る、罵るなどの行為を受けており、これらは厚労省マニュアルが「使用者による障害者虐待類型（例）」のうち、「心理的虐待」区分の例として挙げる「①威嚇的な発言、態度」「【具体的な例】」「・怒鳴る、罵る。」にあたり、使用者による心理的虐待に該当する。

- (5) 加えて、原告らは、X牧場が、2016（平成28）年夏に酪農部門を廃業する際に、原告らは、亡牧場経営者Xらから、「これからは仕事もないから勝手にしろ」と言われている（同年7月8日に、育恵会のW副会長が、被告恵庭市の乙主査に対し、「X牧場で住み込みで働いている障がい者が、親方（X氏）から酪農をやめるので、これからは仕事もないから勝手にしろと言われ困っているという相談を受けた。…（中略）…障がい者が困っているようなので市で確認してほしい」という連絡をした記録がある〔乙C21・

1 頁))。

これも、障害者虐待防止法 2 条 8 項 3 号の「著しく拒絶的な対応」として、心理的虐待に該当する。

5 使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当すること

(1) 障害者虐待防止法 2 条 8 項 4 号は、使用者による放棄・放置（ネグレクト）を、「障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。」と定義する。

(2) まず、原告らの住居につき、原告 C の部屋にストーブがなく、原告 B の部屋にはストーブはあったものの、灯油代の高騰等の理由により使用を制限されていたことは、厚労省マニュアルが「使用者による障害者虐待類型（例）」のうち、「放棄・放置」区分の例として挙げる「①必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」「【具体的な例】」「・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。」にあたり（甲 24・15 頁）、使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当する。

(3) 次に、原告らの住居のストーブ以外の部分や水道、入浴の状況についても、厚労省マニュアル及び恵庭市マニュアルが、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」において、「ネグレクト」の「中度」として挙げる「健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある」ないし同「軽度」として挙げる「健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある」に該当する（甲 24・69～70 頁、乙 2・23～24 頁）。

したがって、これも使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当する。

(4) また、原告らの食事や劣悪な栄養状態については、厚労省マニュアル及び恵庭市マニュアルが、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」

において、「ネグレクト」の「重度」として挙げる「著しい体重の増減がある」又は「偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある」ないし、「中度」として挙げる「健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある」に該当する（甲２４・６９頁、乙２・２３頁）。

したがって、これも使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当する。

- (5) さらに、原告Ｃの三角靱帯断裂が放置されていたことや原告らが歯に重大な問題を抱えていたにもかかわらず放置されていたことは、厚労省マニュアル及び恵庭市マニュアルが、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」において、「ネグレクト」の「重度」として挙げる「必要な医療を受けることができない」に該当する（甲２４・６９頁、乙２・２３頁）。

したがって、これも使用者による放棄・放置（ネグレクト）に該当する。

6 使用者による経済的虐待に該当すること

- (1) 障害者虐待防止法２条８項５号は、使用者による経済的虐待を、「障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。」と定義する。
- (2) まず、被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙは、原告らに対し、賃金を支払っておらず、これは、経済的虐待に該当する。

この点、厚労省マニュアル、「使用者による障害者虐待類型（例）」のうち、「経済的虐待」区分の例として、「本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。」「【具体的な例】」「・最低賃金を払わない。」を挙げている（甲２４・１６頁）。

また、厚労省マニュアル及び恵庭市マニュアルが、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」において、「経済的虐待」の「最重度」として挙げる「最低賃金以下で働かされている」に該当する（甲２４・６９頁、

乙 2・23 頁)。

- (3) 次に、原告らは、被告牧場経営者 Z 及び被告牧場経営者 Y に年金を搾取されていた。

これは、厚労省マニュアルが「使用者による障害者虐待類型（例）」のうち、「経済的虐待」区分の例として挙げる、「【具体的な例】」「・年金や賃金を管理して渡さない。」（甲 24・16 頁）にあたり、経済的虐待に該当する。

また、厚労省マニュアル及び恵庭市マニュアルが、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」において、「経済的虐待」の「最重度」として挙げる「本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている」に該当する（甲 24・69 頁、乙 2・23 頁）。

したがって、使用者による経済的虐待に該当する。

7 小括

このように、被告牧場経営者 Z 及び被告牧場経営者 Y らの行為は、実に多種多様な虐待行為に該当するものであり、性的虐待以外の殆ど全ての虐待が行われていたと言っても過言でないものである。

第 7 共同不法行為責任

1 原告らの金銭を横領したことに関する被告牧場経営者 Z 及び被告牧場経営者 Y の責任

- (1) 原告らの名義口座からの出金のうち、原告らのために使用されたと認められないものは、被告牧場経営者 Y が着服したものであり、被告牧場経営者 Y は、原告らの金銭を引き出して横領したことについて不法行為責任を負う。
- (2) 被告牧場経営者 Z は、少なくとも 1999（平成 11）年 4 月 1 日頃から 2016（平成 28）年 5 月 20 日頃までの期間中は、X 牧場の単独経営として、住み込みの作業員である原告らの生活についても責任を負うべき地位

にあるため、被告牧場経営者Ｙと同様の責任を負う。

また、同年５月２０日以降の期間についても、被告牧場経営者ＺはＸ牧場の営農計画書を作成し、確定申告を行い、経理について責任を負うべき地位にあった。

それにもかかわらず、被告牧場経営者Ｙが原告らの金銭を引き出して横領していたことについて認識・認容していたことから、横領を共同実行したといえ、被告牧場経営者Ｙと同様の不法行為責任を負う。

２ 原告らが休みなく奴隷労働に従事させられたことについての責任

本件において、原告らとＸ牧場との間には実質的には労働契約が成立していたといえる。

しかし、原告らは、休みなく奴隷労働に従事させられていたのであるから、被告牧場経営者Ｚと被告牧場経営者Ｙは、賃金とは別に、原告らを奴隷労働に従事させたことについて不法行為責任を負う。

３ 原告らがＸ牧場で受けた虐待についての責任

前述のように、原告らは被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙらから様々な虐待を受けていた。

これら虐待行為は原告ら障害者の尊厳を害するものであるから（障害者虐待防止法１条）、被告牧場経営者Ｚと被告牧場経営者Ｙは、不法行為責任を負う。

４ 被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙの共同不法行為

被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙの上記不法行為は、単に金銭管理及び報酬だけの問題ではなく、原告らの寝食を含む生活全般に及ぶものであり、かつこれらのすべてはＸ牧場の経営（運営）に関連して行われた、社会的にみて１個の行為である。

したがって、上記不法行為は、全体として一連の共同不法行為と評価すべきものであり、上記不法行為によって原告らに生じた損害全てについて、被告牧場経営者Ｚ及び被告牧場経営者Ｙは連帯して損害賠償責任を負う。

5 原告らの受けた損害

(1) 金銭着服による経済的損害

訴状記載のとおり、平成15年（2003年）4月23日以降の分だけでも、原告らの名義口座から出金された金額合計は以下のとおりであり、これが金銭着服による経済的損害である。

ア 原告A 2228万1000円

イ 原告B 1861万6000円

ウ 原告C 1031万2000円

(2) 原告らの精神的損害

原告らは、長年にわたり被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yによる経済的搾取、劣悪な生活状況及び奴隷労働によって強い精神的苦痛を被った。

かかる精神的苦痛を金銭で評価することは困難であるが、不法行為が長期間にわたることからすると、少なくとも各500万円を下回ることはない。

(3) 弁護士費用相当損害

原告らの損害額は、上記(1)と(2)を合計すると以下のとおりとなる。

ア 原告A 2728万1000円

イ 原告B 2361万6000円

ウ 原告C 1531万2000円

原告らの弁護士費用相当損害額としては、これらの1割に相当する金額が認められるべきである。

(4) 損害額小計

弁護士費用相当損害額を合計した原告らの損害額は以下のとおりである。

ア 原告A 3000万9100円

イ 原告B 2597万7600円

ウ 原告C 1684万3200円

以上